

	白井市民参加条例(H16.6.29施行)	岩倉市民参加条例(素案)(H28.4.1施行予定)	江別市民参加条例(H27.10.1施行)	印西市市民参加条例(H20.8.1施行)	流山市市民参加条例(H24.10.1施行)
前文	(前文) 地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っています。そのため地方自治体は、様々な施策を行いまちづくりを進めています。 白井市では、まちづくりを進めて行く上で、福祉を享受する市民の意見を聴きながら、また、まちづくりを市民と市の共通課題として捉え、相互理解のもとに、市民と市が連携・協働していくことが必要と考えています。 白井市は、市民参加により市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう、この条例を制定します。				
目的	(目的) 第1条 この条例は、市民参加の基本的事項を定めるとともに、市政運営に市民の意見を反映するための手続を定めることにより、市民の行政への参加と開かれた市政を推進し、もって豊かな地域社会の発展を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例第10条第4項及び第12条第2項の規定に基づき、市民参加及び協働並びに住民投票に関し基本的な事項を定めることにより、市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりの推進を目的とします。	(趣旨) 第1条 この条例は、江別市自治基本条例第24条第5項の規定に基づき、まちづくりへの市民参加を推進するための手続に関し必要な事項を定めるものとする。	(目的) 第1条 この条例は、市民が市の行政活動に関わるための基本的な事項を定め、市民参加を推進することにより、魅力と活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、流山市自治基本条例第16条の規定に基づき、市民等の市政への参加の手続その他必要な事項を定め、市民自治を推進することを目的とします。
定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に在住し、在勤し、及び在学する者、市内に事業所を有する法人その他の団体並びに第6条第1項に規定する行政活動に利害関係を有する者をいう。 (2) 市民参加 市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。 (3) 連携・協働 市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補充し、協力することをいう。 (4) 市民活動 市民の自発性にに基づいた、営利を目的としない、自立的かつ継続的に広く社会一般の利益を提供する活動をいう。 (5) 実施機関 市長、教育委員会及び水道事業をいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体をいう。 (2) 投票資格者 住民投票における投票の資格を有する者をいいます。 (3) 審議会等 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいいます。 (4) アンケート 広く市民の意識を把握するために、執行機関が調査項目を設定して、一定期間内に市民から回答を求める調査をいいます。 (5) 意見交換会 広く市民の意見を直接聴くために、市民と執行機関又は市民同士が議論することを目的として開催する集まりをいいます。 (6) 公聴会 市政に係る政策等の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民の意見を聴くために開催する会議をいいます。 (7) 市民討議会 潜在的な市民の意見を施策に反映する必要がある場合において、執行機関が無作為抽出により市民を選出して開催する集まりをいいます。 (8) パブリックコメント手続 計画の策定、条例の制定等に当たり、その案その他必要な事項をあらかじめ公表して広く市民の意見を募集し、それらの意見及び当該意見に対する執行機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。 (9) 政策提案制度 市民が具体的な政策を提案し、その提案に対し、執行機関が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、執行機関の考え方を公表する一連の制度をいいます。 (10) 市民委員登録制度 市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、審議会等の委員の候補者としてあらかじめ市民を登録する制度をいいます。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市議会 及び市長等をいう。 (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。 (5) 市民参加 市の施策、事業等の企画立案、実施及び評価の各過程における市民の主体的な参加をいう。 (6) 附属機関等 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他市民、関係団体、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等をいう。 (7) パブリックコメント 市長等が作成した施策、事業等の原案をあらかじめ公表し、一定期間内にこれに対する意見を求めるとともに、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を公表する一連の手続をいう。 (8) 市民説明会 市長等が施策、事業等について、市民に説明し、意見を聴取するための集まりをいう。 (9) ワークショップ 市民が施策、事業等について、研究及び議論を通じて共同作業を行う中で課題、問題等の抽出及び選択を行い、一定の合意形成を図ることを目的とする集まりをいう。 (10) アンケート調査 市長等が市民の意向を把握するため、調査項目を設けて一定期間内に回答を求め、その結果を公表する一連の手続をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。 (2) 市民等 市民のほか、市内に在住、在勤又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。 (3) 市 印西市における行政活動上の実施機関をいう。 (4) 実施機関 市長、教育委員会、監査委員、 選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会 をいう。 (5) 行政活動 地方自治法第2条に規定する事務を処理するために実施機関が行う活動をいう。 (6) 市民参加 行政活動の企画立案等において、市民等と市が協働し、市民等が自主的かつ主体的に行政活動に参加することをいう。 (7) 協働 市民等と市がそれぞれの役割を自覚し、自主的な意思に基づき、対等な立場で互いに協力及び連携しながらまちづくりを進めることをいう。 (8) 法令等 法律、政令、省令、条例、規則、要綱等をいう。 (9) 審議会等 法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関及び市の事務又は事業について、市民等の意見や専門的知識の反映のために、規則、要綱等により設置された機関をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 審議会等 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいいます。 (2) パブリックコメント手続 市の政策の策定に当たり、当該策定しようとする政策の目的、趣旨、内容等の必要な事項を公表し、市民等の意見及び情報を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して当該政策に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。 (3) 意見交換会 市の政策について、市民等と市が意見を交換するために市が開催する会議をいいます。 (4) 公聴会 市の政策の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民等の意見を聴くために市が開催する会議をいいます。 (5) 政策提案制度 市民等が具体的な政策を提案し、その提案に対し、市が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の考え方を公表する一連の手続をいいます。

	白井市市民参加条例(H16.6.29施行)	岩倉市市民参加条例(素案)(H28.4.1施行予定)	江別市市民参加条例(H27.10.1施行)	印西市市民参加条例(H20.8.1施行)	流山市市民参加条例(H24.10.1施行)
基本理念				(基本理念) 第3条 市民参加の機会を、すべての市民等に保障され、市民等の参加の努力が生かされることにより、保持されるものである。 2 市民参加は、年齢、性別、居住地域等それぞれの置かれた立場を尊重し、市民等の持つ知識、経験及び創造的な視点を生かし推進されるものである。 3 市民等と市は、行政活動の効率性及び市民参加できない市民等に配慮し、市民参加の推進のため互いを尊重し、それぞれが自らの役割を果たし、協働することに努めるものとする。	
基本原則	(基本原則) 第3条 市民参加は、市民と市との情報の共有化と市政への参加機会がすべての市民に平等に保障されることを基本原則に行うものとする。		(基本原則) 第3条 市民参加の基本原則は、次に掲げるものとする。 (1) 市民に等しくその機会が保障されることにより行われること。 (2) 市民、市長等が互いの役割を理解し、及び尊重することにより行われること。 (3) 市民、市長等が情報を互いに共有することにより行われること。		(基本原則) 第3条 市民参加は、すべての市民等にその機会を保障し、 政策形成のできるだけ早い時期から行われなければならない。 2 市民参加は、市民等、市及び議会が情報をわかりやすく発信するとともに、これを共有して行われなければならない。 3 市民参加は、 市民等、市及び議会がそれぞれの持つ特性を生かし、お互いの役割を理解し、尊重しながら行われなければならない。
市の責務	(市の責務) 第4条 市は、市民との情報の共有化のため、行政活動に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。 2 市は、市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めなければならない。 3 市は、全職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動することができるよう研修を行う等必要な方策を講ずるよう努めなければならない。 4 市は、市民参加の継続的な発展に向け、創意工夫に努めなければならない。	(執行機関の責務) 第5条 執行機関は、市政及びまちづくりに関する情報を積極的に市民に提供するものとします。 2 執行機関は、 市民参加の機会を公平に提供するとともに、市民との協働を積極的に推進するもの とします。 3 執行機関は、市民参加及び協働を推進するため、必要な施策を実施し、環境の整備を行うものとします。 第6条 職員は、市民参加及び協働を推進するため、この条例の趣旨を理解し、誠実に職務を遂行するものとします。		(市民参加における役割) 第4条 市民等と市は、市民参加を推進するため、情報を共有し、相互の信頼関係に基づき、それぞれが自らの役割を果たすよう努めるものとする。 2 市は、市民参加によるまちづくりを推進するため、次に掲げる役割を担うものとする。 (1) 市が有する情報は原則公開であるという理念に基づき 、市民等との情報の共有に努めること。 (2) 基本的な事項を定める企画立案段階からの適切な時期に市民参加を求めるとともに、公正な参加の機会を確保し 、市民等の意見を行政活動に積極的に反映させるよう努めること。 (3) 市民参加の推進のため、市民等への啓発に努め、市民等の持つ知識や経験を蓄積するとともに 、市の職員が市民参加の意義について理解を深め行動することができるよう、必要な方策を講ずること。	(市の責務) 第4条 市は、市民参加を推進するために、市民等に積極的に情報を提供しなければならない。 2 市は、市民等が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければならない。 3 市は、市民参加の手續により述べられた意見等を十分に考慮し、その反映に努めなければならない。 4 市は、市民参加の手續により述べられた意見等に対する検討の結果について、速やかに公表しなければならない。
市民の責務	(市民の責務) 第5条 市民は、自らの責任と役割を自覚し、市民参加によるまちづくりの推進のため、積極的に参加するよう努めなければならない。 2 市民は、市全体の利益を考えることを基本として、参加するよう努めなければならない。 3 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、自主的かつ民主的な参加に努めなければならない。	(市民の役割) 第3条 市民は、市政及びまちづくりについて、関心を持ち理解するよう努めます。 2 市民は、市政及びまちづくりへの積極的な参加や協働によるまちづくりを行うことができます。 3 市民は、 互いを理解し尊重するようつとめます。		3 市民等は、市民参加によるまちづくりを推進するため、次に掲げる役割を担うものとする。 (1) まちづくりの担い手であることを認識し、市民参加によるまちづくりの推進に努めること。 (2) 自らの意思に基づき、発言及び行動に責任を持ち市民参加に努めること。 (3) 市民等の相互の発言を尊重し、自主的かつ民主的な市民参加に努めること。	
議会の責務		(議会の責務) 第4条 議会は、岩倉市議会基本条例に基づき、市民参加及び協働に努めるものとします。			(議会における市民参加の促進) 第21条 議会は、「開かれた議会」を標榜する流山市議会基本条例にのっとり、議会における市民参加を促進しなければならない。 2 議会における市民参加の手續については、議会で定めるものとします。

	白井市市民参加条例(H16.6.29施行)	岩倉市市民参加条例(素案)(H28.4.1施行予定)	江別市市民参加条例(H27.10.1施行)	印西市市民参加条例(H20.8.1施行)	流山市市民参加条例(H24.10.1施行)
市民参加の対象	(市民参加の対象) 第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除き、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、市民参加により行わなければならない。 (1)市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2)市の基本理念を定める条例の制定又は改廃 (3)市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 (4)市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 (5)市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更 (6)その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの	(市民参加の手段の対象) 第7条 執行機関は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、市民参加の手段を行わなければならない。 (1)総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し及び評価 (2)基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3)広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更 (4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	(市民参加の対象) 第4条 市長等は、次に掲げる事項を行うときは、市民参加を求めるものとする。 (1)市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2)市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃 (3)広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は変更 (4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	(市民参加の対象) 第5条 市は、次に掲げる行政活動を行う場合は、市民参加を求めるものとする。 (1)市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2)市の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃 (3)市民等の権利義務に関する条例の制定又は改廃 (4)市民等の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (5)規則で定める公共施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更 (6)その他市民参加を推進するため必要と認められる場合	(市民参加の対象) 第5条 市は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、市民参加の手段を行わなければならない。 (1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更 (4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更
	2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき、金銭徴収に関する条例を制定し、若しくは改廃するとき又は政策的な判断を要しない条項について条例を改正するときは、市民参加を行わないことができる。	2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手段の対象としないことができる。 (1) <u>軽易なもの</u> (2) 緊急に行わなければならないもの (3) <u>法令の規定により事務事業等の実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するため、市民参加の手段の結果を反映しがたいもの</u> (4) <u>法令の規定により別に市民参加の手段と同様の手段について定められているもの</u> (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (6) <u>執行機関の権限に属さないもの</u>	2 市長等は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができる。 (1) <u>条例の改正又は計画の変更で、その内容が軽易なもの</u> (2) 緊急に行わなければならないもの (3) <u>法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの</u> (4) <u>市長等の内部の事務処理に関するもの</u> (5) <u>市長等の裁量の余地がないと認められるもの</u>	2 市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、次条第1項各号に掲げる全部又は一部の手段を行わないことができる。 (1) 緊急を要する場合 (2) <u>政策的な判断を要しない場合</u> (3) 市税の賦課徴収その他金銭徴収に関する条例を制定又は改廃する場合(新税を導入する場合を除く。) (4) その他やむを得ない理由がある場合	2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます。 (1) <u>軽易なもの</u> (2) 緊急に行わなければならないもの (3) <u>法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの</u> 3 市は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、速やかにこれを公表し、十分な説明を行わなければならない。 4 市は、対象事項以外の事項についても、市民参加の対象とすることができます。
市民参加の方法	(市民参加の方法) 第7条 実施機関は、前条の行政活動(同条第2項の規定により、市民参加を行わない場合を除く。)を行うときは、それぞれの事案ごとに、次節から第8節までに定める市民参加の方法のうちから適切な方法により行う。 (1) 審議会等の設置 (2) パブリック・コメントの実施 (3) アンケート調査の実施 (4) 意見交換会の開催 (5) ワークショップの開催 (6) 住民投票の実施 (7) その他の方法	(市民参加の手段の方法) 第8条 執行機関は、前条第1項の規定による市民参加の手段を行うときは、より多くの市民の意見を反映するため、次に掲げる方法のうちから、複数の方法により行うよう努めなければならない。 (1) 審議会等の設置 (2) アンケートの実施 (3) 意見交換会等(意見交換会、公聴会及び市民等議会をいいます。)の開催 (4) パブリックコメント手段 2 <u>市民以外の者で当該事項について利害関係を有するものがあるときは、市民参加の手段に準じた方法で、それらの者の意見を聴くよう努めるもの</u> とします。	(市民参加の方法) 第5条 市長等が実施する市民参加の方法は、次に掲げるものとする。 (1) 附属機関等の設置 (2) パブリックコメントの実施 (3) <u>市民説明会の開催</u> (4) ワークショップの開催 (5) アンケート調査の実施 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める方法 (市民参加の実施) 第6条 市長等は、市民参加を求めるときは、意思決定前の適当な時期に、対象事項の性質、影響及び関心度を考慮して、前条各号に掲げる方法のうちから適当と認める方法により行うものとする。	(市民参加の方法) 第6条 前条の規定により市が市民参加を求める場合の市民参加手段の方法は、次に掲げるとおりとする。ただし、法令等に特別の定めがある場合は、その手続きによる。 (1) <u>市民意向調査手段</u> (2) <u>市民説明会手段</u> (3) 市民意見公募手段 (4) <u>市民会議手段</u> (5) 審議会等手段 2 市は、前項各号に規定する方法のうちから市民参加を求める場合は、第4条第3項第1号及び第2号の規定による役割を果たすよう、適切な方法により実施する。 3 市は、前条及び前2項の規定にかかわらず、市民等の自発的な提案を市の施策等に反映させるための手段を定め、当該手段を受け付ける窓口を設置する。 4 市は、第1項及び前項に規定する手段のほか、別に定める方法により、市民等の意見等の把握に努める。	(市民参加の方法) 第6条 市は、前条第1項又は第4項の規定により市民参加の手段を行うときは、法令(条例を含む。)に市民参加の手段について別に定めのある場合を除き、次に掲げる方法のうち、適切と認める複数の方法により行わなければならない。 (1) 審議会等の開催 (2) パブリックコメント手段 (3) 意見交換会の開催 (4) <u>公聴会の開催</u> (5) <u>政策提案制度</u> (6) その他の効果的と認められる方法 2 前項第6号に規定する市民参加の手段を行う場合の方法は、市長が別に定めます。

	白井市市民参加条例(H16.6.29施行)	岩倉市市民参加条例(素案)(H28.4.1施行予定)	江別市市民参加条例(H27.10.1施行)	印西市市民参加条例(H20.8.1施行)	流山市市民参加条例(H24.10.1施行)
意見の取扱い	(意見の取扱い) 第8条 実施機関は、前条の規定により市民参加を行ったときは、提出された意見について、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、白井市情報公開条例に定める非公開情報に該当する事項については、この限りでない。 (1)提出された意見の内容 (2)提出された意見に対する検討結果及びその理由			第6条 5 市は、第1項本文、第2項及び第3項の規定により市民参加を求めたときは、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。ただし、印西市情報公開条例に定める不開示情報に該当する事項は除く。 (1)提出された意見の内容 (2)提出された意見に対する検討結果 (3)その他必要と認める事項	
市民参加の状況の公表		(市民参加手続の実施予定及び実施状況の公表) 第9条 執行機関は、年度当初に、その年度の市民参加の手続の実施予定を取りまとめ、これを公表するとともに、市民参加の手続を実施するときは、その都度、適切な時期にその実施内容について公表するものとします。 2 執行機関は、次の各号に掲げる市民参加の手続を実施したときは、それぞれ各号に定める情報を、速やかに公表しなければなりません。会議等が非公開で行われた場合又はその情報に非公開情報が含まれているときも、非公開情報以外の情報は公表するよう努めます。 (1)審議会等の会議、意見交換会、公聴会及び市民等議会 会議録及びこれらの会議等で述べられた意見に対する執行機関の検討結果 (2)アンケート 集計結果 (3)パブリックコメント 対象事項の題名、対象事項の案の公表の日、提出された意見又はその概要(提出された意見がなかった場合にあっては、その旨)並びに提出された意見を検討した結果 (4)政策提案手続 提案の内容、提案に対する検討の結果及びその理由 3 執行機関は、前年度の市民参加の手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。	(市民参加の状況の公表) 第12条 市長は、毎年度、市民参加の実施予定及び実施状況を公表するものとする。	(市民参加の実施状況の公表) 第14条 市長は、毎年度の市民参加の実施状況を取りまとめ、委員会に報告し、これを公表するものとする。	
意見の公表方法	(意見の公表方法) 第9条 実施機関は、前条各号に掲げる事項を公表するときは、次に掲げる方法によるものとする。 (1)市の情報公開コーナーへの配置 (2)市の広報紙への掲載 (3)市のホームページへの掲載 (4)その他効果的に周知できる方法				
審議会等の設置	(審議会等の設置) 第10条 実施機関は、条例、要綱等に基づく審議会、委員会等を設置することができる。			(審議会等手続) 第11条 市は、市の事務又は事業について、市民等の意見及び専門的知識の反映を図る場合は、審議会等を設置することができる。	
審議会等の委員	(審議会等の委員) 第11条 審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を設けるよう努めなければならない。 2 応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準を設け、これを公表しなければならない。	(審議会等の委員) 第10条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選任する市民及び市民委員登録制度により登録された市民を含めるものとします。 2 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、委員の在職年数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、より多くの市民に参加の機会が与えられるよう努めるものとします。 3 執行機関は、審議会等の委員を選任した時は、原則として委員の氏名、選任区分及び任期を公表するものとします。	(附属機関等の委員の選任) 第7条 市長等は、附属機関等の委員を選任するときは、公募等により選考された市民を含めるものとする。ただし、法令の規定により委員の構成が定められているときその他公募の委員を選任しないことについてやむを得ない事由があるときは、この限りでない。 2 前項の委員の選任は、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在職年数、他の附属機関等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。 3 市長等は、附属機関等の委員を選任したときは、当該委員の氏名、選任の区分及び任期を公表するものとする。	2 市は、審議会等の設置及び運営において、委員を選任しようとする場合は、公募で行うよう努めるものとする。 3 市は、審議会等の構成員について、男女の比率、年齢、他の審議会等との重複、在任期間、地域性等を勘案し、幅広い人材を登用するよう努めるものとする。	(審議会等の委員等) 第7条 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として、委員の総数の3分の1以上が公募の方法を通じて選任される市民等になるよう努めなければならない。 2 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、当該審議会等の目的に鑑み、専門的な知見のほか、年齢層、男女別、地域性及び在職年数並びに他の審議会等の委員との兼任の状況その他の事情を勘案し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。 3 市は、審議会等の委員を選任したときは、当該委員の氏名、任期及び選任の区分を公表しなければならない。

	白井市市民参加条例(H16.6.29施行)	岩倉市市民参加条例(素案)(H28.4.1施行予定)	江別市市民参加条例(H27.10.1施行)	印西市市民参加条例(H20.8.1施行)	流山市市民参加条例(H24.10.1施行)
会議の公開等	(会議の公開等) 第12条 審議会等の会議は、原則として公開しなければならない。ただし、円滑な運営が著しく損なわれると認められるものその他の非公開情報に該当する事項の審議を行う場合は、この限りでない。 2 実施機関は、前項のただし書の規定により会議の公開をしない場合は、その理由を公表しなければならない。 3 実施機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の開催日時及び議題その他必要な事項を事前に公表しなければならない。 4 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。	(審議会等の会議の公開) 第11条 審議会等の会議は、公開するものとし、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。 (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合 (2) 非公開情報が含まれている場合 (3) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合 2 執行機関は、市民参加の手続として審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、 開催場所、傍聴の手続 等を公表しなければならない。	(附属機関等の公開等) 第8条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。 (1) 非公開とすることについて、法令に規定されているもの (2) 審議等の内容に江別市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が含まれているもの (3) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるもの 2 市長等は、附属機関等の会議を開催しようとするときは、会議の開催日時、 開催場所、議題 等を事前に公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。	4 審議会等の会議等は、原則として公開とする。ただし、法令等の規定により非公開とされる場合又は公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。 5 市は、審議会等の会議を開催するときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければならない。 (1) 会議の名称 (2) 議題 (3) 開催日時 (4) 開催場所 (5) その他必要と認める事項	(審議会等の会議の公開等) 第8条 審議会等の会議は、公開とします。ただし、法令の規定により審議会等が非公開とすることができる定められているときは、この限りではありません。 2 前項ただし書の規定により審議会等の会議の全部又は一部を公開しないときは、別に法令の定めがある場合を除き、 審議会等の長が会議に諮り、多数決によって決定するもの とします。この場合において、多数決の結果が可否同数の場合は、審議会等の長の判断で公開又は非公開を決定するものとします。 3 審議会等は、会議を公開としないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとします。 4 市は、審議会等の会議が開催されるときは、 会議開催日の1週間前までに広報又はホームページ等により公表 しなければならない。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りではありません。 5 前項の規定により公表する内容は、 会議名、議題、日時、場所、傍聴の手続、担当課名 その他必要な事項とします。 6 審議会等の長は、審議会等の傍聴者に対して、 必要な資料提供と積極的な情報提供に努めるもの とします。
会議録の作成及び公表	(会議録の作成及び公表) 第13条 実施機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、前条第4項の会議に係る資料と併せ、これを公表しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。		3 市長等は、附属機関等の会議の記録を作成し、非公開情報が記録されている部分を除き、これを閲覧に供しなければならない。ただし、第1項第1号に掲げる非公開とする会議にあっては、この限りでない。		(審議会等の会議録の作成及び公表) 第9条 審議会等は、会議を開催したときは、会議録又は議事要旨を作成し、法令に定めのある場合を除き、速やかに公表しなければならない。この場合において、会議に提出された資料を併せて公表しなければならない。 2 前項の会議録及び議事要旨には、 会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名 等を記載するほか、審議会等の 内容について市民等が理解できる形式 としなければならない。 3 市は、審議会等から提出された答申及び建議に対する検討を終えたときは、不開示情報を除き、その結果を速やかに公表しなければならない。
パブリックコメントの募集	(パブリック・コメントの募集) 第14条 実施機関は、パブリック・コメント(実施機関が行政活動の趣旨及び内容を公表した上で、これに対する市民からの意見をいう。以下同じ。)を求めることができる。			(市民意見公募手続) 第9条 市は、市民等の意見を広く求める必要がある場合は、行政活動における施策等を修正可能な段階で公表し、あらかじめ対象となる市民等の意見を募った上で意思決定を行う手続を実施することができる。	
公表事項	(公表事項) 第15条 実施機関は、パブリック・コメントを求めるときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1) 対象とする事案及びその趣旨 (2) 対象とする事案の内容及び関連資料 (3) パブリック・コメントの提出先、提出方法及び提出期間 (4) パブリック・コメントを提出することができる者の範囲 (5) その他必要な事項	(パブリックコメント手続の実施) 第17条 執行機関は、パブリックコメント手続により意見を求めようとするときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければならない。 (1) 対象事項の案及び当該案に関する資料 (2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的又は背景 (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限 (4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続の実施に当たり必要と認める事項	(パブリックコメント) 第9条 市長等は、パブリックコメントを実施するときは、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 対象事項の案及び資料 (2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景 (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期間 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項	2 市は、市民意見公募手続を実施するときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければならない。 (1) 対象とする事案 (2) 対象とする事案を作成した趣旨、 目的及び関係資料 (3) 意見の提出方法、提出期間及び提出先 (4) 意見を提出することができるもの (5) その他必要と認める事項	(パブリックコメント手続の実施の手続) 第10条 市は、パブリックコメント手続により意見を求めようとするときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければならない。 (1) 政策の案の目的、趣旨、 内容及び背景 (2) 政策の案を立案する際に整理した市の考え方及び論点 (3) 前2号に定めるもののほか、市民等が政策の案を理解するために必要な資料 (4) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間

	白井市市民参加条例(H16.6.29施行)	岩倉市市民参加条例(素案)(H28.4.1施行予定)	江別市市民参加条例(H27.10.1施行)	印西市市民参加条例(H20.8.1施行)	流山市市民参加条例(H24.10.1施行)
パブリックコメントの提出方法等	(パブリック・コメントの提出方法等) 第16条 実施機関は、パブリック・コメントを募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法によるものとする。 2 実施機関は、パブリック・コメントの提出期間を2週間以上設けなければならない。 3 実施機関は、パブリック・コメントの提出を受けるときは、住所及び氏名の記載を求めることができる。	(パブリックコメント手続における意見等の提出方法) 第18条 パブリックコメント手続における意見等の提出方法は、次のとおりとする。 (1) 郵便等 (2) ファクシミリ (3) 電子メール (4) 執行機関が指定する場所への書面の持参 (5) 前各号に定めるもののほか、執行機関が認める方法 2 パブリックコメント手続における意見等の提出期間は、30日以上とする。ただし、特別の事情があるときは、執行機関は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間を設けることができます。 3 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名その他執行機関が必要と認める事項を明らかにしなければなりません。 4 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して、対象事項についての意思決定を行わなければならない。	2 市長等は、前項の公表を行ったときは、その日から起算して30日以上期間を設けて意見を求めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 3 パブリックコメントにより意見を提出しようとする者は、住所、氏名等を明らかにし、これを提出するものとする。 4 市長等は、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き、これを公表するものとする。	3 市は、意見の提出方法について、多様な方法を講ずるよう努めるものとする。 4 意見の提出期間は、公表の日から起算して14日以上とする。	(パブリックコメント手続における意見等の提出方法等) 第11条 パブリックコメント手続における意見等の提出方法は、次のとおりとする。 (1) 郵便 (2) ファクシミリ (3) 電子メール (4) 書面の持参 2 パブリックコメント手続における意見等の提出期間は、前条の規定による公表の日から30日以上とする。ただし、特別の事情があるときは、市は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間を設けることができます。 3 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとするものは、住所、氏名その他市が必要と認める事項を明らかにしなければなりません。 4 市は、パブリックコメント手続を行う場合は、政策の案をわかりやすく市民等に公表し、より多くの意見等を得るよう努めなければならない。 (パブリックコメント手続における意見等の処理) 第12条 市は、前条の規定により提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、パブリックコメント手続を行った政策について、意思決定を行わなければならない。 2 市は、前項の規定により意思決定を行ったときは、不開示情報を除き、パブリックコメント手続により提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方並びに政策の修正内容を公表しなければならない。
アンケート調査の実施等	(アンケート調査の実施等) 第17条 実施機関は、アンケート調査を行うことができる。 2 実施機関は、前項の規定によりアンケート調査を行うときは、事前にその目的を公表しなければならない。 3 実施機関は、第1項の規定によりアンケート調査を行ったときは、その結果を公表しなければならない。	(アンケートの実施) 第12条 執行機関は、アンケートを実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければならない。	(アンケート調査) 第11条 市長等は、アンケート調査を実施するときは、その目的を明らかにするものとする。 2 市長等は、アンケート調査を実施したときは、非公開情報が記録されている部分を除き、その結果について、これを公表するものとする。		
意見交換会の開催	(意見交換会の開催) 第18条 実施機関は、意見交換会(市民と実施機関及び市民同士の自由な意見交換により、複数の市民の意見を収集することを目的とする集まりをいう。)を開催することができる。				
開催日時等の事前公表	(開催日等の事前公表) 第19条 実施機関は、意見交換会を開催するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1) 意見交換会の開催日時及び開催場所 (2) 対象とする事案の内容 (3) 意見を述べることができる者の範囲 (4) その他必要な事項	(意見交換会の開催) 第13条 執行機関は、意見交換会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければならない。			(意見交換会の開催の手続) 第13条 市は、意見交換会を開催するときは、事前に次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1) 開催の目的(政策の案その他の資料があるときは、当該資料を含む。) (2) 開催の日時及び場所
開催記録の作成及び公表	(開催記録の作成及び公表) 第20条 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。				(意見交換会の開催記録の作成及び公表) 第14条 市は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成するとともに、不開示情報を除き、これを速やかに公表しなければならない。 2 市は、意見交換会で出された意見に対する検討を終えたときは、不開示情報を除き、その結果を速やかに公表しなければならない。
ワークショップの開催	(ワークショップの開催) 第21条 実施機関は、ワークショップ(市民と実施機関及び市民同士の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まりをいう。)を開催することができる。				

	白井市市民参加条例(H16.6.29施行)	岩倉市市民参加条例(素案)(H28.4.1施行予定)	江別市市民参加条例(H27.10.1施行)	印西市市民参加条例(H20.8.1施行)	流山市市民参加条例(H24.10.1施行)
開催日時等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表	(開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表) 第22条 実施機関は、ワークショップを開催するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1)意見交換会の開催日時及び開催場所 (2)対象とする事案の内容 (3)意見を述べることができる者の範囲 (4)その他必要な事項 2 実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。		(市民説明会及びワークショップ) 第10条 市長等は、市民説明会又はワークショップを開催するときは、あらかじめ開催日時、開催場所、 開催趣旨 等を公表するものとする。 2 市長等は、市民説明会又はワークショップを開催したときは、開催の記録を作成し、非公開情報が記録されている部分を除き、これを公表するものとする。		
住民投票の実施	(住民投票の実施) 第23条 市長は、市に関わる特に重要な事項に関して、住民の意思を直接問う必要があると認める場合は、住民投票を行うことができる。 2 住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、投票資格者、投票の方法及び投票結果の公表その他住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。				
その他の市民参加の方法の設定	(その他の市民参加の方法の設定) 第24条 実施機関は、第2節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加の方法がある場合は、これによることができる。				
市民委員登録制度		(市民委員登録制度) 第20条 市長は、審議会等への市民参加を促進するため、市政に関心を持つ市民をあらかじめ登録するものとします。 2 市長は、登録された市民を審議会等の委員に、公募とは別に、選任するよう努めるものとします。			
協働		第4章 協働			(協働における市の役割) 第22条 市は、協働を推進するため、次の各号に掲げる事項を行うものとします。 (1)協働に関する情報の収集及び提供 (2)市民等の交流及びネットワークの構築のための支援 (3)市民等の活動によって課題解決が困難な場合の補完のための支援(4)協働を推進するための人材育成 (5)その他協働の推進に必要な事項